

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年2月3日

徳島市監査委員 稲井 博  
同 藤原 晃  
同 須見 矩明  
同 中西 裕一

### 財政援助団体等監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 上八万まちづくり協議会 不動コミュニティ協議会  
北井上地区コミュニティ協議会 勝占東部コミュニティ協議会  
応神町コミュニティ協議会 入田町まちづくり協議会  
(公の施設の指定管理者)
- 2 対象期間等 平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行した公の施設の指定管理に係る出納その他の事務
- 3 指定管理  
ア 指定期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで  
イ 施設名及び指定管理料

指定管理者名	施設名	指定管理料(令和元年度)
上八万まちづくり協議会	徳島市上八万コミュニティセンター	4,859,000円
不動コミュニティ協議会	徳島市不動コミュニティセンター	4,580,000円
北井上地区コミュニティ協議会	徳島市北井上コミュニティセンター	4,288,000円
勝占東部コミュニティ協議会	徳島市勝占東部コミュニティセンター	4,607,000円
応神町コミュニティ協議会	徳島市応神コミュニティセンター	4,540,000円
入田町まちづくり協議会	徳島市入田コミュニティセンター	4,379,000円

#### 第2 監査の実施期間

令和元年11月15日から令和2年1月27日まで

#### 第3 監査の方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとと

もに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

#### **第4 監査の結果**

監査対象6団体の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽易な事項については、口頭により所管部に対し改善及び団体への適切な指導を求めた。